

■箕面市新文化ホール運営管理予定事業者の募集に関する質問に対する回答

※平成29年5月1日(月)～平成29年5月2日(火)の期間で質問のあったもの(一部については後日回答予定)

No	該当箇所			質問	回答
	資料名	頁	項目		
1	募集要項	P25	7. (1)②	運営管理予定事業者に選定されなかった場合、提出書類の著作権はどこに帰属しますか？情報公開の対象となりますか？	応募者が提出された書類の著作権は、募集要項4. (5)⑧に示すとおり、運営管理予定事業者が決定するまでの間は応募者に帰属します。ただし、市が運営管理予定事業者の決定を行う際、必要に応じて、提出書類の全部又は一部を使用できるものとしています。 また、運営管理予定事業者に選定されなかった場合、提出書類の著作権は応募者に帰属しますが、市に提出された文書等については、募集要項7. (1)②に示すとおり、市の行政情報として「箕面市情報公開条例(平成17年箕面市条例第2号)」に基づき公開することが前提となります。
2	要求水準書	P4	2. (1)	箕面市の利用を優先的に受け付ける必要はありますか？ また、市の行事等で土日祝日を利用する予定があれば、どれくらいの日数を予定していますか？	箕面市の利用については、要求水準書2. (1)⑦に示す、「一般貸館(市民等)」に含まれています。 そのため、要求水準書2. (1)＜貸館事業に関する留意事項＞に示すとおり、大ホールは、一般貸館の申込みを行う時点において、土曜・日曜・祝休日の10%程度は一般貸館として確保し、小ホールについては、60%程度を一般貸館として確保するように努めることとしています。 なお、大ホールは、9か月前に予約がない場合、小ホールは6か月前に予約がない場合については、指定管理者において、優れた舞台芸術や多彩な芸術文化公演の鑑賞機会を提供することができます。また、市と運営管理予定事業者との協議により、運用実績に応じて、事業期間中にこれら数値を見直すことができるものとしています。
3	要求水準書	P4	2. (1)⑧	「市民が生涯学習活動の参加の場…」とありますが、これは箕面市の一般市民だけが対象でしょうか？市外の一般市民利用は含まれないのでしょうか？	「市民が生涯学習活動の参加の場」は要求水準書2. (1)⑦に示す「一般貸館(市民等)」を指しています。 一般貸館(市民等)は、特別貸館(新聞社、放送局などのマスメディアや民間の興行会社などが主催する集客力の高い公演等)以外を指しており、箕面市民、他市民、箕面市等が含まれます。
4	要求水準書	P4	2. (1)⑧	「市民が生涯学習活動の参加の場…」とありますが、箕面市の利用はこれに含まれますか？	質問No3をご覧ください。